

# きほく通信

## 患者申出療養制度

今国会で成立した医療保険制度改革法で「患者申出療養制度」が新たな枠組みとして設置されることが決まりました。

わが国では、国民皆保険制度の下で、患者負担が増大しないこと、非科学的なニセ医療が横行しないこと等の理由により、保険医療機関での自由診療と保険診療の併用（混合診療）は行えない（原則禁止）ことが基本です。

ただし、一定のルールの下で、保険適用までの間でも混合診療を例外的に認めている制度として保険外併用療養費制度があり、安全性有効性を確認したうえで保険適用をめざすことを前提に100種類ほどの治療が、自由診療部分を全額自己負担、保険診療部分は保険制度の自己負担（70歳未満では3割負担）として混合診療が行われています。

ところが、何年も保険適用にならないまま留められている治療がたくさんあり、その間の患者負担は、年々増大し続けています。平均して自己負担は約80万円。数百万円もする負担を強いられる治療もあります。

施行されれば自己負担はさらに増えることが予想されます。

そこで患者会として9月9日JPA（日本難病・疾病団体協議会）では、下記の趣旨の要望をしました。

- 第一に、混合診療の原則禁止という方針はこれからも堅持していくこと
- 第二に、他に治療の選択肢がない患者のため限定的に行うこと
- 第三に、専門の医療機関で安全性、有効性が確認できるなら、出来るだけ早く保険適用できるようにすること
- 第四に、インフォームドコンセントの徹底
- 第五に、審査態勢の整備、人員配置など予算の裏付けを明示すること
- 第六に、臨床研究中核病院における相談員の配置や相談体制の拡充
- 第七に、「患者申出療養に関する会議」を必置とし、構成員に当事者団体を代表する委員を入れること
- 第八に、実施に伴って重篤な状態に陥った患者については、国が責任をもって公的な保障を行うべきである

以上八点について中医協に要望書を提出しました。



## これからの予定

- 1) 10月 3日（土）JPA全国一斉街頭署名キャンペーン  
JR和歌山駅西口 15:00~16:00
- 2) 10月14日（水）対県要望会（患者会と県との話し合い）  
県庁北別館2F 大会議室 13:30~
- 3) 11月14日（土）人権フェスタ2015  
ビッグホエール 10:00~16:00
- 4) 11月 7日（土）重症筋無力症研修会・交流会  
県民文化会館6F特別研修室  
(問合せ：県難病子ども保健相談支援センター-073-445-0520)

第53号

2015年  
9月24日  
発行

難病  
患者家族会  
きほく

【会長】神森和子

紀の川市中三谷

【相談室】0736(75)4413

【事務局】千6496612 紀の川市北涌371

森田方 TEL 0736(75)4413